

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月27日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

- 1 契約の概要
鶴見区小野町地内下水道本管緊急修繕工事
内径400mm 下水道本管修繕工
内径450mm 下水道本管修繕工ほか 一式
- 2 施行場所
鶴見区小野町2番地先
- 3 契約日
令和7年3月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年3月10日から令和8年2月27日まで
- 5 契約金額
45,100,000円（概算金額）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
請負人 宝建設株式会社
住所 横浜市神奈川区新子安1丁目16-22
代表取締役社長 並河 豊満
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
鶴見区小野町地内において、内径400mm及び450mmの下水道本管（雨水）が破損している状況です。土砂の流出による道路陥没が発生する可能性があるため緊急措置として下水道本管の修繕を行います。
- 8 契約の相手方の選定理由
宝建設株式会社は、今年度の鶴見土木管内下水道修繕・整備工事（その1）にて隣接箇所の修繕工事を行っているため現場状況を熟知しており、本工事に関する経験が豊富です。また、災害協力事業者として災害協力業者名簿に登録されていることから緊急補修業者に選定しました。
- 9 所管課
鶴見土木事務所